

令和6年2月26日
東大和市監査委員

令和6年度監査計画（年間監査計画及び実施計画）

1 目的

本監査計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）及び東大和市監査基準（令和2年3月24日監査委員決定）に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

2 基本方針

監査委員は、地方自治法の規定により設置された独立の機関として、公正不偏な立場で適切に実施する必要があります。

事務や事業については、合規性はもとより、その実施状況を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、市民の視点に立った検証を行い、その結果を公表します。

また、このことにより、時勢に合った事務の効率化や市民サービスの向上に資するよう監査等を実施します。

3 監査計画

（1）年間監査計画

別表のとおり、「令和6年度年間監査計画」を定めます。なお、監査等の具体的な日程等については別に定めます。

（2）実施計画

監査等の実施方針、監査等の種類、監査等の実施体制及び監査等の着眼点等を定めます。

4 実施計画

（1）監査等の実施方針

長く続いた新型コロナウイルス感染症への対応についても、感染症法上の位置づけが5類となり、市民生活も落ち着きを取り戻しつつあります。

しかしながら、物価の高騰や円安などの影響により、経済的な面においては、市民生活に様々な影響をもたらしています。

こうした状況の中、市では、厳しい財政状況ではありますが、老朽化した公共施設等の更新をはじめ、乳幼児から高校生等までの医療費を完全無償化する方針

を掲げるなど市民生活への支援を計画しています。

長期的な行政経営においては、少子高齢化や人口減少が進展し、社会保障関係経費が増加していることから、計画的かつ効率的な市政運営、行財政改革への取組など、社会の変化に対応していくことが求められています。

このような背景の下、監査の実施にあたっては、監査基準、基本方針に基づき、次により実施します。

- ① 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に行われているかという合规性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果を上げているかという経済性、効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点から行います。
- ② 不正等の是正の指摘にとどまらず、事務事業の改善等を促すという観点から適切な助言をしていきます。併せて、監査結果報告に基づく措置状況を把握し、監査等の実効性を確保します。
- ③ 監査等の対象部署におけるチェック体制の整備やリスク管理の向上など内部統制を促すことに留意します。
- ④ 監査結果報告など監査等に関する情報について、法令等に基づき速やかに公表します。

(2) 実施予定の監査等及び概要

実施する監査の種類、対象、実施体制、監査の項目及び着眼点等、監査結果の公表、その他監査等の実施上必要と認める事項等については、次のとおりとします。

① 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ合理的、効率的に行われているか監査します。原則として部を対象に実施し、監査対象以外の部については決算審査等において補完するものとします。また、市の事務が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として実施する行政監査は、定期監査に含めて実施します。

② 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金等を交付している団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し、必要があると認めるとき、または市長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施します。

③ 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された各会計の決算その他関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行等及び事業経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、審査を実施します。

④ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

各種基金（特定の目的のために定額の資金を運用するための基金）の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを主眼として、審査を実施します。

⑤ 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計等における会計管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として、毎月検査を実施します。

⑥ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

市長から審査に付された財政健全化判断比率の4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを主眼として、審査を実施します。

⑦ その他の監査（議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）、市長の要求による監査（地方自治法第199条第6項）、随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）、住民監査請求による監査（地方自治法第242条）、市長等の要求による職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の8第3項及び地方公営企業法第34条）、金融機関の監査（地方自治法第235条の2第2項及び地方公営企業法第27条の2第1項）

それぞれの目的の基づき、必要に応じて監査を実施します。

(3) 実施体制

監査委員2名及び監査委員事務局職員3名で、実施する監査等により役割分担を行い実施します。

(4) 監査等の項目及び着眼点

別に定める「監査の着眼点及び決算審査の着眼点」に基づき、監査等を実施します。

(5) 監査結果の公表

監査結果報告については、法令等に基づき、掲示場及びホームページ等により公表します。また、監査結果報告に基づき措置された事項についても、同様に公表します。

(6) その他

監査委員が必要と認める場合は、計画の変更または随時に監査を実施することがあります。

令和 6 年 度 年 間 監 査 計 画

月	令和 5 年 度 分 決 算 審 査 (基金運用状況審査を含む) 法 第 233 条 第 2 項 公 企 法 第 30 条 第 2 項 法 第 241 条 第 5 項	定 期 監 査 財 政 援 助 団 体 等 監 査 法 第 199 条 第 1 項、 第 2 項、第 4 項、第 7 項	例 月 出 納 検 査 法 第 235 条 の 2 第 1 項	令 和 5 年 度 分 健 全 化 判 断 比 率 等 審 査 健 全 化 法 第 3 条 第 1 項 健 全 化 法 第 22 条 第 1 項
4			令和5年度 3月分 第 6 会議室 4月25日 (木) 午前 9 時30分～	
5			出納整理期間 4月分 第 6 会議室 令和6年度 4月分 5月28日 (火) 午前 9 時30分～	
6			出納整理期間 5月分 第 8 会議室 令和6年度 5月分 6月25日 (火) 午前 9 時30分～	
7	監査委員による説明聴取 (指定した課のみ後日決定) 7月16日 (火) 第 6 会議室		令和6年度 6月分 第 8 会議室 7月25日 (木) 午前 9 時30分～	
8	市 長 へ の 講 評 8月22日 (木) 公室		令和6年度 7月分 第 4・5 会議室 8月22日 (木) 午前 9 時30分～	財 政 課 説 明 聴 取 8月13日 (火) 第 6 会議室
9	決算特別委員会 審査結果報告 9月19日 (木) (予定)		令和6年度 8月分 第 6 会議室 9月27日 (金) 午前 9 時30分～	
10		政策経営部 (監査日は10月24日(木)予定) (講評は11月26日(火)予定)	令和6年度 9月分 第 6 会議室 10月29日 (火) 午前 9 時30分～	
11			令和6年度 10月分 第 6 会議室 11月26日 (火) 午前 9 時30分～	
12		指定管理者：(株)図書館流通 センター (中央図書館) (監査日は12月24日(火)予定) (講評は1月28日(火)予定)	令和6年度 11月分 第 6 会議室 12月24日 (火) 午前 9 時30分～	
1			令和6年度 12月分 第 6 会議室 令和7年1月28日 (火) 午前 9 時30分～	
2		健幸いきいき部 監査委員事務局 (監査日は2月6日(木)予定) (講評は3月27日(木)予定)	令和6年度 1月分 第 6 会議室 令和7年2月25日 (火) 午前 9 時30分～	
3			令和6年度 2月分 第 6 会議室 令和7年3月27日 (木) 午前 9 時30分～	

※ 「定期監査」における監査は、上記日程のおおむね 2 か月前から行う。また、講評については、原則として監査日の翌月の例月出納検査実施日に行う。

※ 日程、会場、開始時間などは、変更となる場合がある。